

(2) 地方消費者行政強化交付金

(単位:百万円)

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	本省と東海財務局の共同調査	1,650	1,550	▲100	—

事案の概要

1. 地方消費者行政推進事業 地方消費者行政において、平成29年度までに自治体が「地方消費者行政推進交付金」等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等、スタートアップに必要な事業に対し、引き続き支援するもの。(令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)
2. 地方消費者行政強化事業 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む自治体を支援するもの。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 推進事業(定額補助)

- 交付金活用期限に向けて、自治体が交付金に頼らず取組を推進できるよう、既に自治体において効果を上げている相談体制の広域化等を含めた、**より効果的・効率的な仕組みを推進することを検討すべき。**
- 効果検証の手法の具体例や、他の自治体での見直しの好事例を示すなど、各事業において**効果検証を適切に実施できる仕組みを整備すべき。**
- 自治体における優先度・ニーズが低い事業については、交付金活用期限到来前でも効果検証の結果を踏まえて、**事業の中止・廃止を含めた見直しを行うという要件を、交付金の規定等に盛り込むよう検討すべき。**

2. 強化事業(1/2、1/3、定額補助)

- 強化事業は時々の消費者行政における課題に柔軟に対応できるよう、毎年度、活用状況を踏まえた各事業メニューの見直しを行うことはもちろん、国の消費者行政全体のPDCAサイクルに合わせた検討の機会を設けるなど、**必要な事業に重点的に支援できるような仕組みを検討すべき。**
- 都道府県、又は消費者庁が、**小規模自治体の目標設定状況を把握し、適切な助言を行うべき。**
- 都道府県や消費者庁が、市区町村に対して効果的なフォローや効果検証を実施できるよう、**必要な情報の公表を検討すべき。**

反映の内容等

1. 推進事業(定額補助)

- 消費者庁において、**広域連携の成功事例などをまとめた事例集等を取りまとめるとともに、交付金事業において、広域連携の取組に対して支援を強化していくこととした。**
- **都道府県への説明会を開催し、好事例等の情報を共有するとともに、交付金の事業計画策定について、適切な効果検証の方法など計画策定に当たってのポイントについても周知した。**
- **活用実績が乏しいメニューの廃止を検討するとともに、優先度・ニーズが低いと思われる事業について積極的に廃止を検討するよう、都道府県に対し通知等により周知していくこととした。**

2. 強化事業(1/2、1/3、定額補助)

- 強化事業のメニューについては、消費者庁において、毎年度見直しを行っており、今後、特に第5期消費者基本計画の検討状況等を踏まえ、**政策方針に合致したメニューとなるよう見直しを検討していくこととした。**
- **都道府県への説明会を開催し、好事例等の情報を共有するとともに、交付金の事業計画策定について、適切な効果検証の方法など計画策定に当たってのポイントについても周知した。**
- 都道府県が市区町村に対して効果的なフォローや効果検証を実施できるよう、各市区町村の事業について、特に消費者行政強化に資すると思われるものをまとめた**優良事例を作成し、都道府県に共有していくこととした。**